

## 教育活動における I C T 活用など情報化に対応した著作物等の利用に関する意見

平成 28 年 1 月 9 日  
日本私立大学団体連合会

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的（教育基本法）としている。

その目的は変わらないが、時代とともに、学生に求められる能力は変化してきており、中央教育審議会答申『学士課程教育の構築にむけて』（平成20年12月）及び中央教育審議会答申『新たな未来を築くための大学教育の質的転換にむけて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』（平成24年8月）では、「学士力」として、知識・理解、汎用性技能、態度・志向性が求められ、その実現に向けて「アクティブ・ラーニング」等による主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要とされている。さらに、その後の第2期教育振興基本計画は「社会を生き抜く力の養成」のなかで、「課題探究能力の修得」をミッションとして位置付け、どのような環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養うとしている。

こうした学士課程教育において求められる能力や取組例等が明示されるなか、私立大学は、従来の教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、双方向授業の導入等による学修者の能動的な学修への意欲を喚起するための教育内容や教育方法の改善に取り組んできている。具体的には、自宅等において講義ビデオなどのデジタル教材を用いて、授業に先立って知識の習得を済ませ、教室では講義の代わりに、ディスカッションや問題解決学習などの協働学習により、学んだ知識を「使うこと」で定着させることを目的とした反転授業がその一例である。こうした授業においては、タブレット端末やデジタル教材、インターネット環境など I C T （情報通信技術）の活用が不可欠となっている。なお、こうした取り組みは、大学設置基準に定められた単位制度の趣旨に沿って、教室における授業と学生の教室外の学習（予習・復習）をあわせた充実した授業展開を目指す単位の実質化にも資するものもある。

また、生涯学習社会の到来に伴い、社会人の「学び直し」のための環境の整備も大学の重要な課題となっており、その実施に際しても I C T の活用が欠かせない。

このように、学校や家庭におけるコンピュータやインターネットの普及に伴い、デジタル教材の作成やそれらのインターネット上での共有が容易になることで、教育内容や学習方法の選択肢が増し、大学での学びを豊かにするとともに、教育成果の一層の向上が期待される。

現在、政府では、平成23年に定めた「教育の情報化ビジョン」をもとに、教育の I C T 化を推進しており、平成25年以降は、日本再興戦略、世界最先端 I T 国家創造宣言、第2期教育振興基本計画において、教育における I C T 活用の推進が掲げられている。さらに、教育再生実行会議がとりまとめた第六次提言（平成27年3月）及び第七次提言（平成27年5月）では「大学等は、e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進する」「国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上での提供を進める」との提言がなされている。

以上を踏まえ、文化審議会著作権分科会（法制・基本問題小委員会）における I C T 活用教育に係る著作物利用の円滑化に向けた審議に際しては、変化の激しい現代社会にあって、社会全体でいかに

して教育環境の整備を図っていくかという観点から、教育の質的転換を図る教育現場の現状を踏まえ、「教育の用」に供することを目的とした著作物等の利用について特段の配慮が望まれるところであり、とりわけ I C T 活用教育における著作物等の利用に関連しては、以下の点に留意した検討が求められる。

なお、I C T 活用教育において必要な著作物を適切に利用するためには、著作物の利用者である私立大学とそこで学ぶ学生が著作者の正当な利益を不当に害しないための諸方策を検討するとともに、実践に取り組むための研修・普及啓発が重要であり、教育団体としてもその促進を支援していくこととしたい。

## 記

1. 教育は公益性が極めて高いこと、公衆送信においても一定の利用条件を課すことなどにより著作権者の利益を不当に害することを回避できることと思われること、文部科学省告示において「面接授業に相当する教育効果を有する」とされているメディア授業の実践において、面接授業に比して極めて大きな負担が生じていることなどを踏まえ、これまで無償で権利制限の対象としていた複製・同時公衆送信に加え、異時公衆送信についても、無償の権利制限の対象とすべきである。

2. 権利者の正当な利益の保護等の観点から、諸外国における著作権制度との比較に基づき、公衆送信にかかる権利制限に伴う補償金請求権付与を検討する場合には、教育現場の混乱、個々の教育機関における公衆送信の必要度の違いへの配慮の必要性、さらには著作権法第35条の基本理念に照らし、これまで無償の権利制限の対象としていた複製・同時公衆送信を補償金の対象とすることは厳に避けるべきである。

3. 権利制限に伴い補償金請求権を付与する場合であっても、授業での著作物の利用は教育目的であることを踏まえ、補償金額は通常の市場価格よりも低額に抑えられるべきである。

また、その際、教育現場の手続負担を考慮し、より簡便なスキームにより補償金の徴収分配が行われるべきである。

以上